

先物・オプション取引に係る取引最終日及び特別清算指数算出日に関するコンティンジェンシー・プランについて

平成 14 年 6 月 18 日制定

平成 16 年 2 月 2 日改正

株式会社東京証券取引所

株式会社日本証券クリアリング機構

先物・オプション取引の取引最終日及び株価指数先物・オプション取引の特別清算指数（以下「S.Q.」という。）算出日にシステム障害等により取引が行えない場合等の当該取引最終日及びS.Q.算出日について、以下のとおり取り扱うこととする。

項 目	具体的対応	考え方等
<p>1. 取引最終日の取扱い</p> <p>(1) 取引最終日の繰延べ対象商品</p> <p>(2) 国債先物取引に係る取引最終日の繰延べ期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国債先物取引（限月間スプレッド取引及び立会外取引を含む。以下同じ。） ・ 最長 2 営業日 	<p>先物 / オプション売買システムの障害等により取引最終日に取引が行えない場合には、取引最終日の繰延べについて、商品ごとに以下のとおり取り扱うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国債先物取引については、最終建玉のすべてを受渡決済することとした場合の決済物件（国債現物）及び決済代金の調達に伴う市場の混乱の可能性等を考慮し、建玉整理の機会を設けるため、受渡決済期日を変更しない範囲で取引最終日を繰り延べる。 ・ 株券オプション取引、国債先物オプション取引及び株価指数オプション取引については、取引最終日を繰り延べた場合、権利行使日等も繰り延べることとなるほか、オプション価値に予期せぬ変動を生じさせることとなるなど、その商品性に大きな影響を与える可能性等があるため、取引最終日の繰延べは行わない。 ・ 株価指数先物取引については、差金決済を行うことに加え、株価指数オプション取引と同じS.Q.により決済を行うなどの理由から、取引最終日の繰延べは行わない。 ・ 受渡決済期日は変更しないことを前提として、取引最終日から受渡決済期日までの事務日程を可能な限り短縮し、最長 2 営業日とする。

項 目	具体的対応	考え方等
(3) 国債先物取引に係る取引最終日を繰り延べた場合の新たな限月取引の開始	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繰り延べた取引最終日の翌営業日に開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3限月取引制を維持する。
(4) 国債先物取引に係る取引最終日の繰延べの判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 午後立会の引けの板寄せを含む一定時間において売買が行えない場合は、取引最終日を繰り延べる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のいずれかに該当する場合には、国債先物取引に係る取引最終日を繰り延べる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買立会による売買（限月間スプレッド取引を除く。以下同じ。）について、午後立会開始前までにシステム障害等が発生した場合で、午後立会において売買停止を行った場合。ただし、午後1時30分までに注文受付けを開始又は再開するとともに午後2時までに売買停止を解除し（午後立会開始前までにその旨公表した場合に限る。）かつ午後立会終了時まで売買立会を行った場合を除く。 ・ 売買立会による売買について、午後立会開始以降にシステム障害等が発生し、午後立会において売買停止を行った場合。 ・ 売買立会による売買について、午後立会の引けの板寄せにおいてシステム障害等が発生し、当該板寄せに係る売買が成立しなかった場合（注文状況等によりザラバ引けとなる場合を除く。） <p>(注)午後3時15分までに当該板寄せに係る売買についてシステム処理を行うことができないときは、売買不成立とする。</p>
(5) 国債先物取引のイブニング・セッションの取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引最終日を繰り延べる場合の当該繰延べに係る限月取引のイブニング・セッションは行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引最終日を繰り延べた場合においても、当該繰延べに係る限月取引の当初の取引最終日以降、当該限月取引のイブニング・セッションは行わない。
(6) その他（株価指数先物取引の立会外取引）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時措置として数量基準を撤廃する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株価指数先物取引の立会外取引においては、取引最終日を繰り延べない一方、ロールオーバー等を可能とするため、臨時措置として数量基準を撤廃し、1単位から申込み可能とする。

項 目	具体的対応	考え方等
<p>2 . S.Q.算出日の繰延べ</p> <p>(1) S.Q.算出日の繰延べ対象商品</p> <p>(2) S.Q.算出日の繰延べ期間</p> <p>(3) S.Q.算出日繰延べの判断基準</p> <p>(4) S.Q.値算出用株価</p> <p>(5) 当初S.Q.算出日における株価指数先物・オプション取引の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株価指数先物取引、株価指数オプション取引 ・ 指数構成銘柄の売買立会が開始される日まで ・ 指数構成銘柄の売買立会が株式売買システムの障害等により終日不可能な場合 ・ 当初の S.Q.算出日以降に決定した各銘柄の始値に基づき算出する。 ・ 株式売買システム稼働の有無にかかわらず取引を行う。 ・ 新たな限月取引を開始する。 	<p>S.Q.算出日において株式売買システムの障害等により、指数構成銘柄の売買が行えないときは、以下のとおり、S.Q.算出日の繰延べを行う取扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ S.Q.を用いて最終決済を行う商品を対象とする。 ・ 株価指数先物・オプション取引は、裁定取引の解消等のための現物株式の売買が S.Q.算出の元となる株価の形成に与与することが重要であることから、これらの株券の売買立会が開始され、各株価指数先物・オプション取引に係るすべての S.Q.値が算出される日まで、S.Q.算出日を繰り延べる。 ・ 当該システムの障害等が回復した以降においても、会社情報を周知する等のために売買停止が行われている銘柄にあっては、当該判断基準に該当しないものとする。 ・ 当初の S.Q.算出日以降、各銘柄ごとに売買立会を開始した日の始値に基づき算出する。ただし、最終特別気配を表示したまま立会を終了するなど、注文状況により始値が決定しない場合には当該気配値段（気配値段がない場合には直前の約定値段（最終特別気配値段を含む。以下同じ。））を、また、会社情報を周知する等のために売買停止が行われている場合には直前の約定値段を用いて算出する。 ・ S.Q.算出に係る株価指数算出用上場株式数及び基準時価総額の数値は、原則として当初の S.Q.算出日のものを用いる。 ・ 通常どおり

項 目	具体的対応	考え方等
(6) 株価指数先物・オプション取引の決済期日等	<ul style="list-style-type: none"> 先物・オプション取引の決済期日及びオプション取引の権利行使日も繰り延べる。 	<ul style="list-style-type: none"> S.Q.算出日の繰延べに伴い、S.Q.に基づき行う株価指数先物・オプション取引の決済は、各株価指数先物・オプション取引に係るすべてのS.Q.値が決定した日の翌日に行うこととし、また、株価指数オプション取引の権利行使も繰り延べたS.Q.算出日に行う。
3. 売買システムに障害が発生した場合等における転売・買戻し申告及び権利行使の申告・割当て結果の通知	<ul style="list-style-type: none"> FAX を利用して行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 当日中（国債先物・先物オプション取引においては当取引日中）に成立した取引に係る転売・買戻し又はオプション取引の権利行使の申告・割当てについて、売買システムを通じて申告等ができない場合には、原則としてFAXを利用して行う。 原則としてオプション取引に係る自動権利行使制度を適用する。 先物・オプション取引の転売・買戻し及び権利行使の申告時限は通常どおりとする。

- * このプランは、西暦 2000 年問題対応時に策定されたコンティンジェンシープラン及び SQ 日直前の平成 13 年 9 月に起こった米国同時多発テロ事件等を踏まえ、SQ 日等にシステム障害等が起こった場合の対応を明確化するために、平成 14 年 6 月 18 日に制定されたものです。
- * 平成 16 年 2 月 2 日に東証先物・オプション取引に係る清算機関が東証から日本証券クリアリング機構に変更となったことに伴い、所要の改正を行っていません。

以 上